

「認定こども園・保育所」利用のご案内

(令和5年4月以降の新規利用・継続利用)

令和5年4月から保育所等の利用を希望される方の受付を下記のとおり行います。すでに、認定こども園または保育所を利用している方についても、**現況届の提出が必要**となります。

1. 手続きが必要な方

- ①令和5年4月から新たに、認定こども園や保育所の利用を希望される方
- ②すでに町内外の保育所などを利用している方で、4月以降も引き続き利用を希望される方

2. 受付期間等

状況に応じて、必要な手続きの内容や受付場所が異なりますのでご注意願います。

① 令和5年4月から新たに保育所等の利用を希望される方

役場福祉課、岩崎・大戸瀬支所、町内の保育施設で用紙を配付しております。

必要な手続き	受付期間	受付場所
・給付認定申請書兼保育利用申込書 ・児童の健康状況調査票	令和5年1月16日(月)～2月13日(月) 8:30～17:00 ※土・日・祝日を除く	・役場福祉課子育て支援係 ・岩崎・大戸瀬支所 ・利用を希望する保育施設

② すでに町内の保育所などを利用している方で、4月以降も引き続き利用を希望される方

現在利用中の施設を通して必要書類を配付します。

必要な手続き	受付期間	受付場所
・現況届	令和5年1月16日(月)～2月13日(月) 8:30～17:00 ※土・日・祝日を除く	・役場福祉課子育て支援係 ・現在利用中の保育施設

※令和5年4月から新たに下のお子さんも利用を希望する場合は、上記①のとおり給付認定申請及び保育利用申込みが必要となります。

③ すでに町外の保育所などを利用している方で、4月以降も引き続き利用を希望される方

保護者の方へ必要書類を郵送します。

必要な手続き	受付期間	受付場所
・現況届	令和5年1月16日(月)～1月31日(火) 8:30～17:00 ※土・日・祝日を除く	・役場福祉課子育て支援係 ・岩崎・大戸瀬支所

※令和5年4月から新たに下のお子さんも利用を希望する場合は、上記①のとおり給付認定申請及び保育利用申込みが必要となります。

3. 提出書類、持ち物

①全員が必ず提出、持参する物

- (1)子どものための教育・保育給付認定申請書(現況届)兼利用申込書…児童1人につき1枚
- (2)父母及び入所を希望するお子さんの個人番号を申込書に記載し、申請者の身元が確認できるものの提示(マイナンバーカードや運転免許証・保険証など)
- (3)保育の必要性を証明する書類…父母各々1枚

保護者の状況(事由)	保育の必要性を証明する書類
会社員・公務員等 (勤務内定者も含む)	・就労証明書 ※産休中又は育休中の方も提出してください。また、復職後も再提出してください。
自営業従事者	・就労証明書(以下の添付書類を提出した場合は、民生委員の証明は不要) ※添付書類:確定申告書若しくは、営業内容が分かる広告や名刺等
農業・漁業従事者	・就労証明書
内職従事者	・就労証明書(以下の添付書類を提出した場合は、民生委員の証明は不要) ※添付書類:内職の内容が分かる書類、請負契約書、納品書等
妊娠・出産	・母子手帳のコピー ※保護者氏名・住所欄・出産予定日が分かるもの
保護者自身の疾病・障害 親族等の介護、看護	・医師の診断書、障害手帳のコピー、介護申立書 ※本人又は被看護者が保育できない状況、期間が分かるもの
就学・職業訓練等	・在学証明書や学生手帳等
求職活動	・求職活動申立書

②以下の条件に該当する方のみ提出が必要な書類

ひとり親世帯	・戸籍謄本 ・児童扶養手当証書 ・その他分かるもの ※上記のいずれか1点(コピー)
令和4年1月2日以降に 深浦町に転入された方	マイナンバーを提示いただくと、市町村民課税(所得)証明書の提出が省略できます。ただし、自治体によっては税情報の内容を確認できない場合もありますので、追加でご提出を求める場合があります。

◆管内保育施設一覧

保育施設名	住 所	電話番号	定 員(名)
認定こども園柳田保育園	柳田字築棒沢140	76-2123	35(保育部分30)
めぐみ子ども園	関字栃沢84-9	76-2039	30(保育部分20)
みはる保育園	風合瀬字上砂子川158-7	76-3034	20
みよし保育園	追良瀬字塩見山平195-1	74-3951	20
青い鳥保育園	深浦字中沢3-1	74-2737	20
えの木保育園	横磯字下岡崎89-5	74-3431	20
きらら保育園	正道尻字小磯110-23	77-2824	30

問合せ先 福祉課 子育て支援係 74-2117